

## 議案第53号

### 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

次のとおり鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第6条第1項第1号から<u>第7号</u>までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が第6条第1項第1号から<u>第6号</u>までに該当しないことを誓約する書類</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

(6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(8) 略

2 略

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3)～(6) 略

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 略

2 略

(登録の取消し等)

第15条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3)～(6) 略

2及び3 略

2及び3 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所 <u>(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名)</u></p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第10条の3 前条第1項又は第3項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所</p>

(5) 略

2 略

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者

(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれ

(5) 略

2 略

(登録の拒否)

第10条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第10条の3の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれ

かに該当する者があるもの

(8) 略

2 略

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 略

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が第10条の3第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が前条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

3 略

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 略

かに該当する者があるもの

(7) 略

2 略

(登録事項の変更の届出)

第10条の6 略

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。ただし、当該届出が前条第1項第5号から第7号までに規定する法定代理人、役員又は業務主任者の変更に係るものである場合において、当該変更後に当該屋外広告業者が当該各号のいずれかに該当することとなるときは、この限りでない。

3 略

(登録の取消し等)

第10条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第8号までのい  
ずれかに該当することとなったとき。

(3)及び(4) 略

2 略

(2) 第10条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのい  
ずれかに該当することとなったとき。

(3)及び(4) 略

2 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条の改正規定、第6条第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）及び第15条の改正規定並びに第2条中鳥取県屋外広告物条例第10条の5第1項の改正規定（同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える部分を除く。）、第10条の6の改正規定及び第10条の15の改正規定は、公布の日から施行する。